

第 25 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 4 年 6 月 24 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 203 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉議時刻	9 時 32 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠席		9	町 田 実	出○席 欠席	
	2	島 田 勇	出○席 欠席		10	藤 間 光 治	出○席 欠席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席		11	中 村 賢 一	出○席 欠席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席		12	新 井 健 一	出○席 欠席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席		13	太 田 浩	出○席 欠席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席					
8	宮 崎 薫	出○席 欠席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田栄	出○席 欠席
	②			⑫		
	③	福嶋正一	出○席 欠席	⑬	秋山玉江	出○席 欠席
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭		
	⑤	吉田隆	出席 欠○席	⑮	栳田佳克	出席 欠○席
	⑥			⑯		
	⑦			⑰		
	⑧			⑱		
	⑨			⑲		
	⑩	高沢宗春	出○席 欠席	⑳	松崎誠	出○席 欠席
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	赤城太郎

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、國島委員、島田委員のご兩名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、4件となっております。</p> <p>進行番号1と2は関連がございますので一括してご説明いたします。荒木〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、小見〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん及び〇〇 〇〇さんがそれぞれ所有する小見字白鳥田〇〇〇番〇、地目：田、732㎡ 外7筆、計4,583㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。国道125号の北に位置する小見地内のご覧の農地でございます。</p> <p>なお、経営面積が9アールとなっておりますが、今回の申請面積を含めると50アール以上となることから要件を満たしております。</p> <p>次に進行番号3でございますが、小針〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇さんが、深谷市東方町〇丁目〇番地〇ー〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが所有する小針字埜通〇〇〇番〇、地目：田、495㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。古代蓮の里の東に位置する小針地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号4でございますが、荒木〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、〇〇〇〇〇〇〇が所有する齋条字沼田〇〇〇〇番〇、地目：田、933㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。カントリーエレベーターの北に位置する齋条地内の農振農用地でございます。</p>
--	---	---

<p>『議案第2号』 農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長</p>	<p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。 以上、説明とさせていただきます。 事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>(なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手)</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。 次に、『議案第2号』農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いします。議案第2号は、1件となっております。 進行番号1でございますが、熊谷市玉井〇〇〇〇番地〇-〇〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、自己所有の野字谷端〇〇〇〇番〇、地目：畑、229㎡ 外1筆、計453㎡について、住宅1棟、107.41㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、現在、熊谷市の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、自己用住宅の建築を計画した計画したものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。国道17号バイパスの北に位置する野地内の集落内農地でございます。</p>
	<p>長谷部委員</p>	<p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る6月20日、現地調査をしていただいておりますので、長谷部委員にご報告をお願いいたします。 去る6月20日、私と石井委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>

<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長</p>	<p>事務局から議案第2号についての説明及び長谷部委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>(なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の2ページをお願いします。議案第3号は、4件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、谷郷〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇さんが、荒木〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する荒木字荒木〇〇〇〇番〇〇、地目：田、327㎡について、売買により住宅1棟、66.24㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、市内の持家で家族と共に生活しておりますが、現在の住宅は路地状敷地で土地が有効的に利用できないことから売却を考えておりました。この度、土地建物の売却が決まったことから新たな住宅用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。</p> <p>申請地は、集落内に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。武州荒木駅の東に位置する荒木地内の集落に接する農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、和田〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、同居の母である〇〇 〇〇さんが所有する和田字南屋敷〇〇〇番〇、地目：畑、462㎡について、使用貸借により住宅1棟、55.24㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、昨年結婚し、現在は実家で両親と同居しておりますが、独立して住宅を建築したいと考えていたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。行田市停車場酒巻線の東に位置する和田地内の集落に接する農地でございます。</p>

次に進行番号3でございますが、東京都千代田区神田須田町〇丁目〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、長野〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん 外8名がそれぞれ所有する佐間字聖天木〇〇〇〇番〇、地目：畑、66㎡ 外14筆、計5,813.44㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、東京都に本社を置き、関東近県を中心に太陽光発電設備設置事業を展開しておりますが、新たな事業用地の開拓を進めていたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。

事業計画では、太陽光パネルを計1,026枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は高圧の399.6kw、年間発電量が64万6,033kwhで、設備の周囲を高さ1.5mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。行田市環境センターの東に位置する佐間地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、進行番号3と同じく 株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、小見〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん 外11名がそれぞれ所有する小見字屋敷通〇〇〇番〇、地目：畑、690㎡ 外39筆、計2万2,463㎡について、売買により貸太陽光発電施設用地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、東京都に本社を置き、関東近県を中心に太陽光発電設備設置事業を展開しておりますが、新たな事業用地の開拓を進めていたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。

事業計画では、太陽光パネルを計4,896枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は高圧の1,999.9kw、年間発電量が312万1,289kwhで、設備の周囲を高さ1.5mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。星川の南に位置する小見及び白川戸地内の集落内農地でございます。

なお、進行番号3と4の転用目的が「太陽光発電施設」と「貸太陽光発電施設用地」となっているものの違いですが、進行番号3の「太陽光発電施設」は以前からあったように、国が定める価格で電気事業者が一

		<p>定期間買い取ることを義務付けた固定価格買取制度（通称 FIT 法）により国の認定を受けて売電する施設となります。この FIT の電気は、国民が再エネ賦課金という形ですでに環境価値への対価を支払っているという理由で再生可能エネルギー 100%の電気として認められません。対しまして、進行番号4は、最近多い固定価格買取制度によらない非 FIT の施設となります。この非 FIT の電気は100%再生可能エネルギーとして認められることから、脱炭素社会へ意欲的に取り組んでいる企業はこちらを利用するようになってきております。</p> <p>今回の進行番号4のケースは、申請者の株式会社〇〇〇〇〇〇を含む関連会社と、国際的イニシアティブ「RE100」に加盟している不動産大手の〇〇〇〇〇〇株式会社が、このRE100の事業協定を結んでおり、その協定の中で設備につきましては〇〇〇〇〇〇株式会社に売却しますが、施設用地につきましては〇〇〇〇〇〇株式会社と賃貸借契約を結ぶことになっていることから「貸太陽光発電施設用地」という転用目的になっております。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る6月20日、現地調査をしていただいておりますので、石井委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る6月20日、私と長谷部委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明及び石井委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>今説明のありました貸太陽光発電施設用地ですが、所有者と使用者が違うということですか。</p> <p>土地の所有は申請者になります。施設はRE100の事業協定を結んでいる企業に売却し、その企業が自社又は関連会社で電力を利用するかたちになります。設備自体は売却しますが、土地は申請者が所有し、〇〇〇〇〇と賃貸借契約を結びます。</p> <p>太陽光発電の場合、地目はどうなるのですか。</p> <p>地目は雑種地になります。</p> <p>雑種地となると変な残土を入れられてしまう心配はありませんか。</p> <p>農地転用の申請でも造成計画は出してもらっています。今回の計画では土砂を持ち込むことはせず、申請地内の整地のみとなっております。</p> <p>外から持ち込まないという制約は取れているのですね。</p>
	石井委員	
	議長	
	中村委員 事務局次長	
	中村委員 事務局次長	
	中村委員 事務局次長	
	中村委員	

<p>『議案第 4 号』 農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について</p>	<p>事務局次長 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>外から持ち込む場合は、他に土砂条例による県の許可が必要となりますので、そちらで規制されます。 他にございますか。 (なし) 他にご意見、ご質問がないようですので議案第 3 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第 3 号は承認することといたします。 次に、『議案第 4 号』農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第 4 号「農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について」ご説明申し上げます。 議案書の 4 ページをお願いいたします。 本件は、農業振興地域内の農用地の除外について「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2」の規定により、行田市からその除外について農業委員会に意見を求められているものでございます。今回は、重要変更が 3 件でございます。重要変更とは、農業用施設などの軽微な変更以外の用途に変更を行おうとする場合でございます。 進行番号ごとにご説明いたしますが、これらの案件は去る 5 月 25 日に、農政課、建築開発課及び農業委員会事務局において現地調査を実施していることをご報告いたします。 進行番号 1 でございますが、北河原〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、自己所有の北河原字熊野〇〇〇番〇、地目：畑、274㎡ 外 1 筆、計 495㎡について、住宅 1 棟、103.84㎡を建築するための敷地にしたいとして農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。 申請人は、現在実家で家族と生活しておりますが、何かと手狭に感じるようになり、将来の事を考えて独立する決心をいたしました。場所につきましては、申請人は他に建築可能な土地を所有しておらず、また、実家のすぐ近くであることから母親の介護もできるため、当該申請地で住宅の建築を計画し、申し出に至ったものでございます。本件は分家住宅であり、親族が所有する土地のうち、申請があった土地以外に住宅を建築できる土地がなく、除外の要件をすべて満たしていると考えられ、やむを得ないものと思慮されます。 場所につきましては、位置図の 9 ページをご覧ください。福川の南に位置する北河原地内のご覧の農振農用地でございます。</p>
--	---	---

		<p>次に進行番号2でございますが、藤間〇〇〇番地〇 社会福祉法人〇〇〇 理事長〇〇 〇〇さんが、長野〇〇〇〇番地〇 〇棟〇〇〇号 〇〇 〇〇〇さんが所有する藤間字四ノ口〇〇〇番〇、地目：畑、558㎡について、デイサービス施設にしたいとして農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。</p> <p>申請人は、隣接地で特別養護老人ホームを経営しておりますが、様々な介護を必要とするニーズに応え、地域福祉サービスの向上を目的として老人デイサービス事業を行うための施設の建築を計画し、当該申請地での申し出に至ったものでございます。</p> <p>本件は社会福祉法及び老人福祉法に基づく事業を行うための施設であることから、除外の要件をすべて満たしていると考えられ、やむを得ないものと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。星川の東に位置する藤間地内のご覧の農振農用地でございます。なお、白抜きになっている箇所は一体的に利用する予定であります。農用地ではないことから今回の申し出からは除かれております。道路を挟んで南側が建物、北側が駐車場の予定となっております。計画全体面積は1,111.61㎡になる予定でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、真名板〇〇〇番地〇 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、さいたま市西区大字高木〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん外1名が所有する真名板字岡野〇〇番、地目：田、1,272㎡について、駐車場敷地にしたいとして農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。</p> <p>申請人は真名板地内に本社を置き、運送業を営んでおりますが、近年は近隣に倉庫用地を取得するなど業務を拡張しており、仕事の受注量も増加しておりました。このため、倉庫がある敷地の駐車場部分に新しく倉庫を増設する計画を立てましたが、現在の社員やパート社員の駐車場が無くなってしまふことから近隣で土地を探したところ、当該申請地について承諾が得られたため申し出に至ったものでございます。本件は既存施設の敷地拡張であり、他に拡張できる土地はなく、除外の要件をすべて満たしていると考えられることからやむを得ないものと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。県道鴻巣羽生線の東に位置する真名板地内のご覧の農振農用地でございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第4号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>進行番号3の件ですが、境界ギリギリで擁壁を設置されてしまうと東側農道の通りが不便になり、利用者</p>
	議長	
	藤間委員	

報告事項	事務局次長	<p>が困ることになると思いますが、規制はできないのですか。</p> <p>規制をすることは無理だと思いますが、話をすることはできますので、相談には乗ってくれると思います。農政課の担当者に話をしておきます。</p>
	藤間委員 事務局次長	<p>もう1点質問ですが、盛土の高さは1mとか盛ることは可能なのですか。</p> <p>宅地造成等規制法とかの話になると思いますが、法面の角度や高さによつての擁壁の設置などは基準がありますが、高さについての規制はなかったかと思ひます。あやふやなので後で確認します。</p>
	議長	<p>他にございますか。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>他にご意見、ご質問がないようですので、議案第4号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願ひます。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よつて議案第4号は承認することといたします。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p>
	主任	<p>議案書4ページをお願いいたします。</p> <p>(1)及び(2)につきましては、市街化区域内における転用でございます。</p> <p>市街化区域内における転用行為は届出の手續きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、5件の届出があり、転用目的は、住宅敷地、長屋住宅敷地、資材置き場、駐車場でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、5件の届出があり、転用目的は、デイサービス施設、分譲住宅、住宅敷地、駐車場、位置指定道路でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、2件の届出があり、利用権等により農地の貸し借りを行つていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p>
	議長	<p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願ひいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力に</p>

6 その他	事務局長 主任	よりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。 ありがとうございました。
7 閉会	事務局長	つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。 ・「農地利用最適化活動活性化研修会」の開催について（開催日：8月22日 場所：パストラルかぞ） 以上をもちまして、第25回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。 (9:32)

と
認
め
た
事
項
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....